

## 東日本大震災義援金

義援金 9,817,296円  
(4月30日現在)

## 平成28年熊本地震義援金

義援金 601,057円  
(4月30日現在)

皆さんの善意により、多くの義援金をお寄せいただきました。  
引き続き、ご協力をお願いします。

受付 役場・長生荘  
問合せ 社会福祉協議会  
☎62-4615

## 出張法律相談会

### 寄居会場

期日 7月12日(火)  
時間 午後1時30分～4時30分  
場所 寄居町中央公民館

### 深谷会場

期日 7月21日(木)  
時間 午後1時30分～4時30分  
場所 キララ上柴(アリオ深谷3階)  
内容 相続、債務整理などの相談  
相談料 無料  
申込み 埼玉司法書士会事務局  
☎048-863-7861

## 行政相談

町の仕事やその手続き・サービスなどについてわからないことや困りごとがあるかたは、お気軽にご相談ください。

期日 6月10日(金)  
時間 午後1時～3時  
場所 総合センター  
相談員 塩田 壽 行政相談委員  
山田 紀 行政相談委員  
費用 無料  
問合せ 総務課行政担当 ☎62-1231

## 心配ごと相談

社会的な問題や家庭内の悩みごとなどについて相談に応じます。

期日 6月24日(金)  
時間 午後1時30分～3時  
場所 総合センター  
相談員 町社協心配ごと相談員  
問合せ 社会福祉協議会  
☎62-4615

## 町内放射線測定結果 (5月9日測定)

単位：マイクロシーベルト/h

測定場所	1cm	50cm	1 m
地表面から			
皆野幼稚園	0.051	0.054	0.051
皆野小学校	0.065	0.059	0.063
国神小学校	0.055	0.061	0.055
旧金沢小学校	0.064	0.065	0.064
三沢小学校	0.071	0.072	0.076
皆野中学校	0.052	0.049	0.048
ふれあい広場(わく・ワクセンター)	0.080	0.077	0.067
明星保育園	0.077	0.078	0.062
国神保育園	0.061	0.058	0.052

※測定希望のある場合は、町の測定方針により測定します。基準値：0.23マイクロシーベルト/h

問合せ 町民生活課 環境衛生担当 ☎62-1232

おくやみ申しあげます (4月中の届出)		出生おめでとう(4月中の届出)	
新井 幹雄	76	山本 正人	中大浜区
大野 民子	92	落合 康夫	中大浜区
小林 兎子	88	持田 紘希	上大浜区
関根 幸子	74	皆野 桜良	野口
権田 伊三郎	81	田端 花佳	田端
掛川 二葉	85	三沢 舞空	三沢
皆野 親鼻区		美里 幸道	上三沢区
死亡者		津川 惠実子	上三沢区
年齢		三沢 三子	上三沢区
区別		山口 トキ子	上三沢区
日野沢		吉田 ミツ	上三沢区
敬称略		山口 ユキ子	上三沢区
		田嶋 あさゑ	みずほ区
			93
			98
			86
			89
			93
			みずほ区
			上三沢区
			上三沢区
			上三沢区
			上三沢区
			下大浜区
			下原区
			上三沢区

## 急病になったときは

皆野病院	急患の場合24時間診療	☎62-6300
------	-------------	----------

## ◆休日急患医◆(6月)

●初期救急医療(入院の必要がなく比較的軽い症状の患者)

日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎
5日	南須原医院	内・外	長瀬	☎66-2038
12日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	小鹿野中央病院	※要問合せ	小鹿野	☎75-2332
19日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	荒松医院	内・外	横瀬	☎24-0160
26日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	小鹿野中央病院	※要問合せ	小鹿野	☎75-2332

◎診療時間 休日診療所 午前10時～午後5時  
休日診療所以外 午前9時～午後6時

●二次救急医療(入院治療が必要と思われる救急患者、救急車にて搬送された重症救急患者)

日	秩父市立病院	桜木	☎
5日			23-0611
12日	秩父病院	和泉	☎22-3022
26日			

◎診療時間 午前8時30分～翌日の午前8時30分  
(ただし、午後6時以降の場合は電話で確認のうえ受診してください。)

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署北分署 ☎62-7119で確認してください。医師会ホームページ (<http://www.chichibu.ne.jp/~ishikai>)でも確認できます。

※掲載不承諾の連絡があった場合、この欄には掲載されません。  
町内から、町内施設に移転されたかたは、移転前の行政区を掲載することができます。